

平成 27 年度 沼津市行政組織の改正

平成 27 年4月1日付けで、行政組織の改正を予定しています。

■平成 27 年度改正の基本的な考え方と主な改正点

1 基本的な考え方

「市民の視点に立った行政サービスを提供し、市民福祉を増進する組織」を目標に据えながら、「行政課題に対応した組織の強化・改善」、「市民サービス向上の視点に立った簡素で効率的な組織」という考え方に基づき、必要な見直しを行います。

2 主な改正点

(企画部)

企画部の組織体制の簡素化と事務の効率化を図りつつ、広報広聴に対する組織体制を見直すため、同部「広報課」及び「市民相談センター」を廃止し、「広報広聴課」を新設する。

(財務部)

公共施設等総合管理計画を含めた沼津市の公共施設マネジメント推進計画を策定するとともに、本市の市有財産を一元化管理する組織体制を構築するため、財務部「管財課」を廃止し、同部に「資産活用課」を新設する。

(市民福祉部)

認定こども園の利用受付をはじめ、子ども・子育て三法の施行に併せ、幼保の一元窓口となる組織を整えるとともに、組織規模の適正化を図るため、福祉事務所「子育て支援課」を、子ども・子育て支援新制度及び幼保の一元窓口を担当する「子育て支援課」と、子ども相談及び各手当を担当する「こども家庭課」に分割する。

(都市計画部)

本市北西部へ大型店舗建設促進に向けた多岐・詳細な課題に対応し、庁内の調整を担う組織が必要であるため、市街地整備課に「北西部地区開発推進担当」を新たに置く。

(建設部)

建設部の組織体制の簡素化と事務の効率化を図るため、「建設企画室」を廃止し、道路建設課に「道路企画係」を新たに置く。

(教育委員会)

市民福祉部福祉事務所に幼保の一元窓口を新設することに伴い、学校管理課の「〔幼稚園〕、〔へだっこセンター〕」を移管する。

■部課等の増減

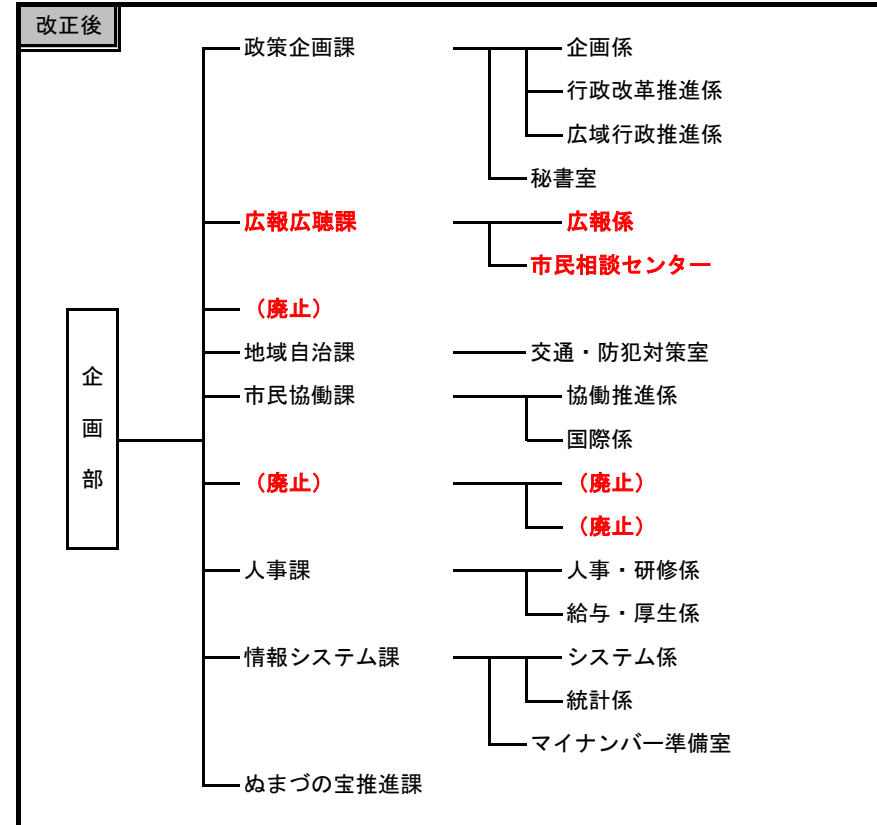
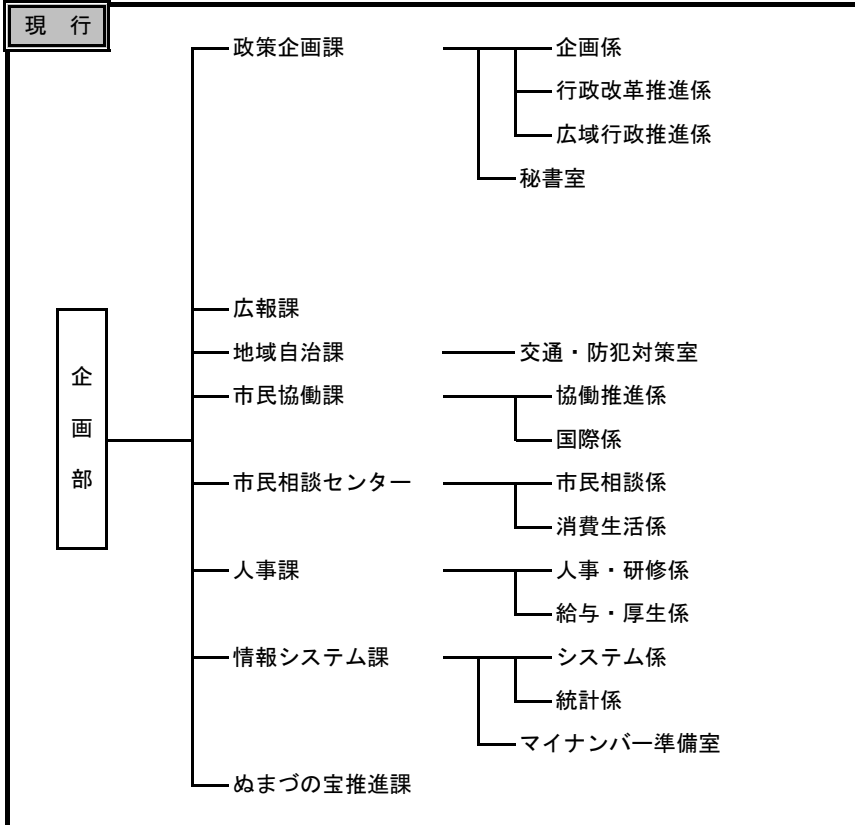
組織	平成 26 年度	増減	平成 27 年度
部	13	0	13
局	3	0	3
課	74	-1	73
課内室	6	1	7
係	145	-2	143
担当	7	1	8

平成27年度 沼津市行政組織の改正

(平成27年4月1日施行予定)

- ① 沼津市事務分掌規則等で規定されている出先機関については、従来どおり〔 〕(亀甲括弧)で表記する。
- ② 沼津市事務決裁規程に基づき、予算執行権限等を有する課長級職員が配置されている出先機関については、課相当の出先機関として課と同列に位置づける。
- ③ 指定管理者制度を導入している主要施設については、各所管課等との関係を…(点線)で明らかにし、〔 〕(亀甲括弧)で表記する。

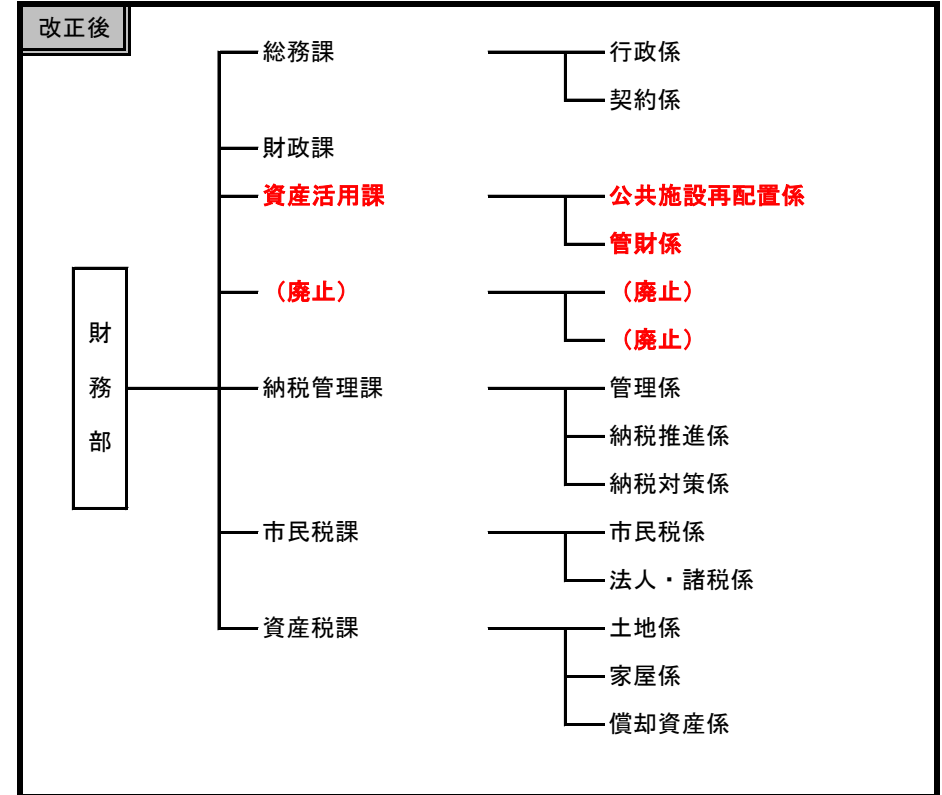
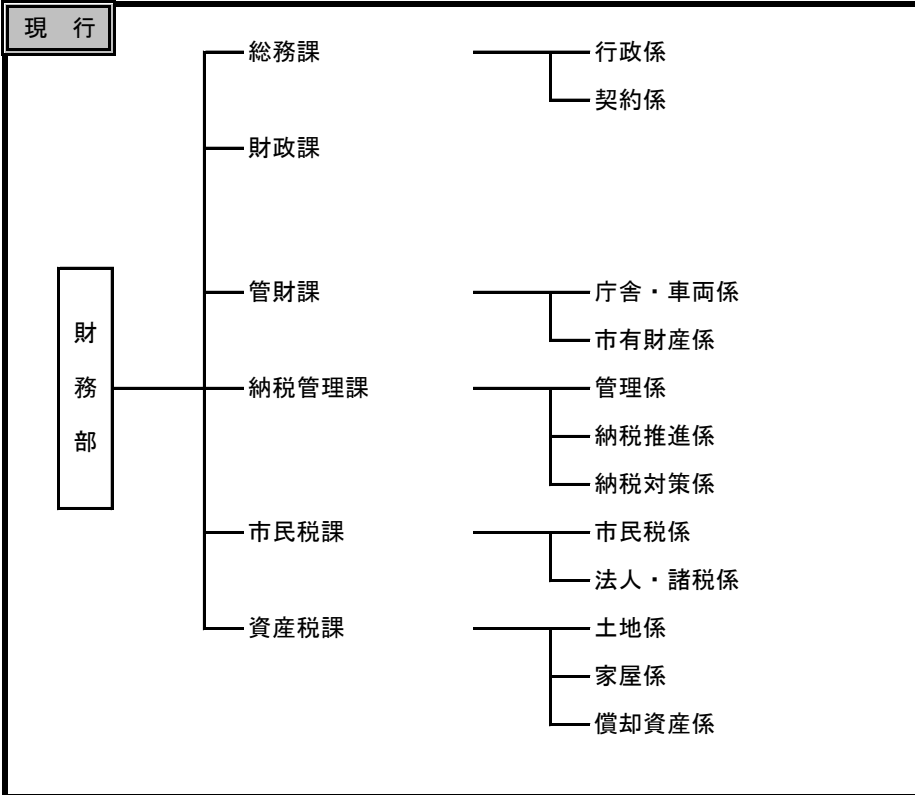
企画部



● 広報課及び市民相談センター(両課廃止) → 広報広聴課(新設)

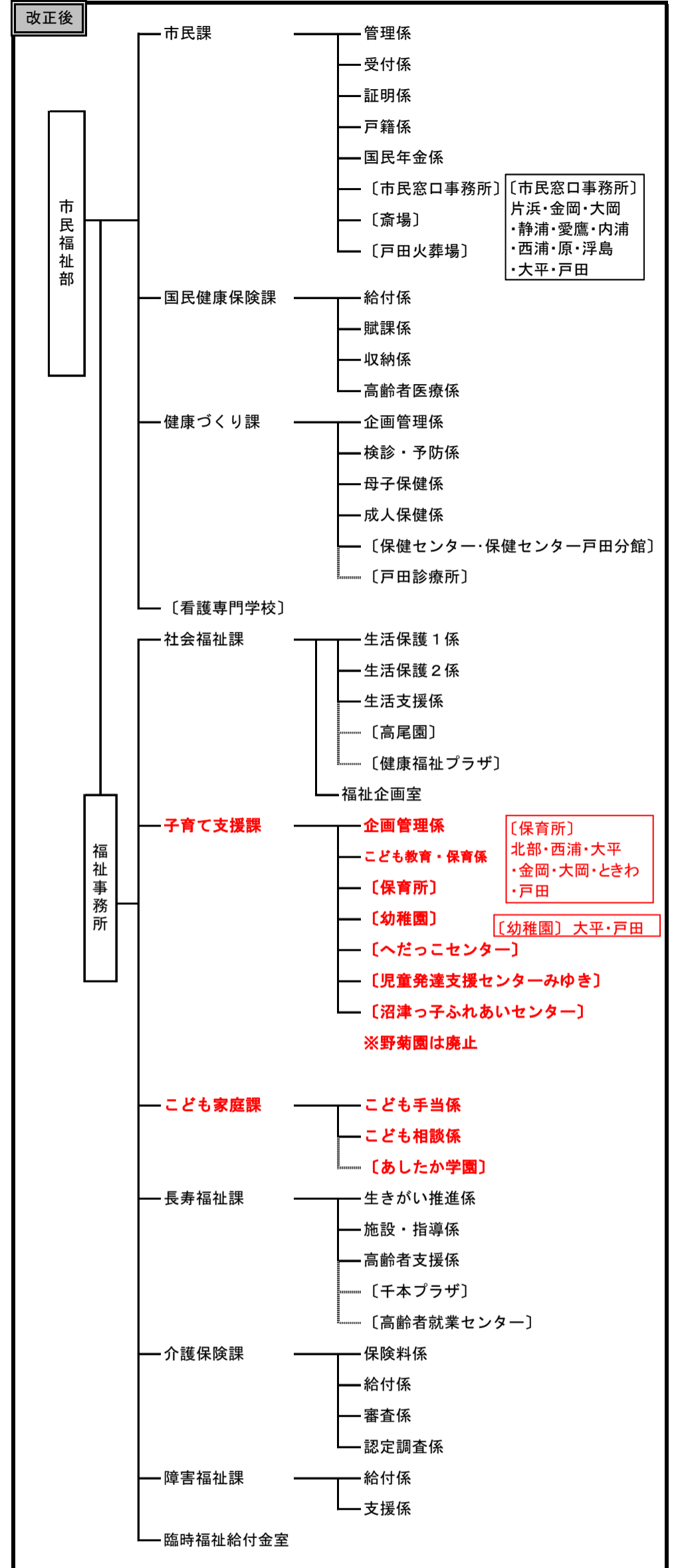
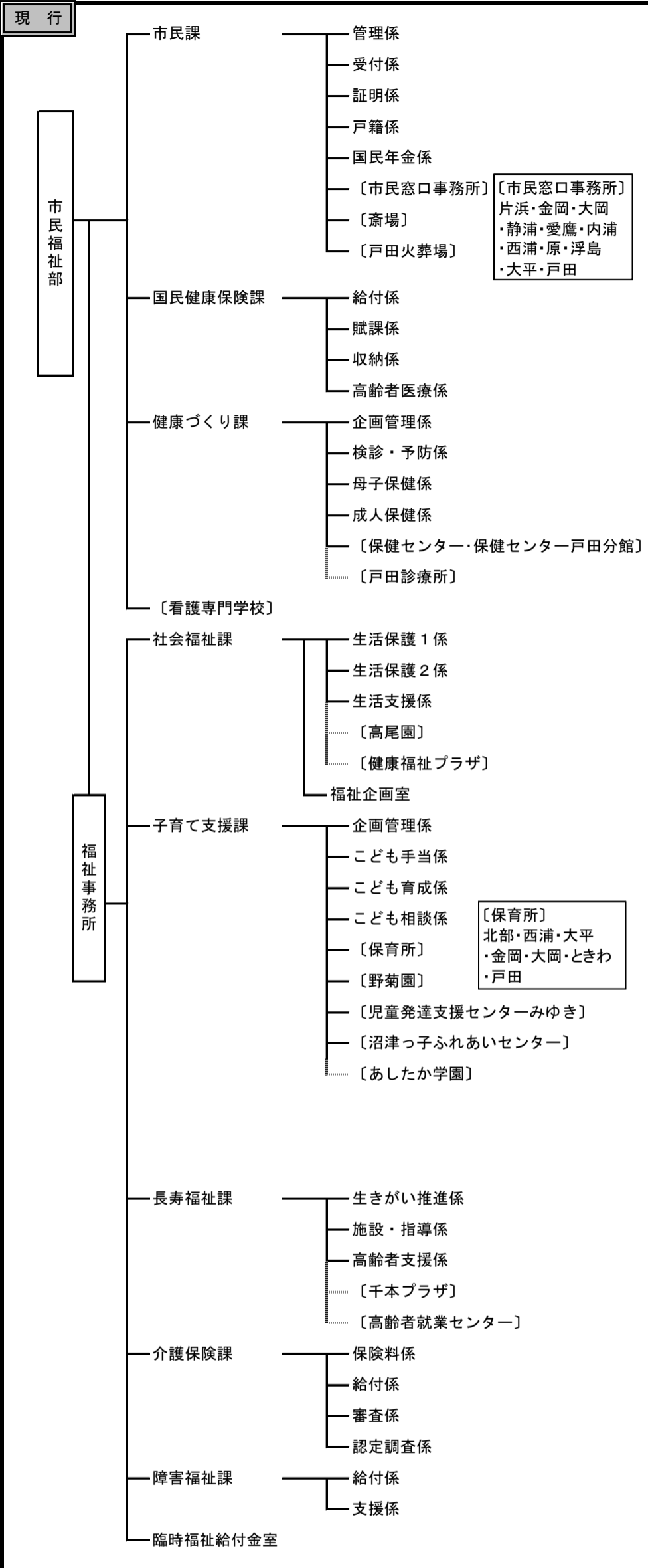
企画部の組織体制の簡素化と事務の効率化を図りつつ、広報広聴に対する組織体制を見直すため、**同部「広報課」及び「市民相談センター」を廃止する。**また、**同部に「広報広聴課」を新設し、同課に「広報係」及び「市民相談センター」(課内室)を置く。**

財務部



●管財課(廃止) → 資産活用課(新設)
 公共施設等総合管理計画を含めた沼津市の公共施設マネジメント推進計画を策定するとともに、本市の市有財産を一元化管理する組織体制を構築するため、**財務部「管財課」を廃止する。また、同部に「資産活用課」を新たに設置し、同課に「公共施設再配置係」及び「管財係」を置く。**

市民福祉部



●子育て支援課を「子育て支援課」と「こども家庭課」に分割

認定こども園の利用受付をはじめ、子ども・子育て三法の施行に併せ、利用者の利便を考える上では幼保の一元窓口となる組織が必要となる。加えて、子育て支援課の事務及び職員数の増加により子育て支援課が肥大化することから、組織規模の適正化を図るなど、迅速かつ的確な事務執行への配慮が必要であるため、福祉事務所「子育て支援課」の事務分掌を整理し、以下の2課に分割する。なお、平成26年度末に野菊園を廃止するため、〔野菊園〕を廃止する。

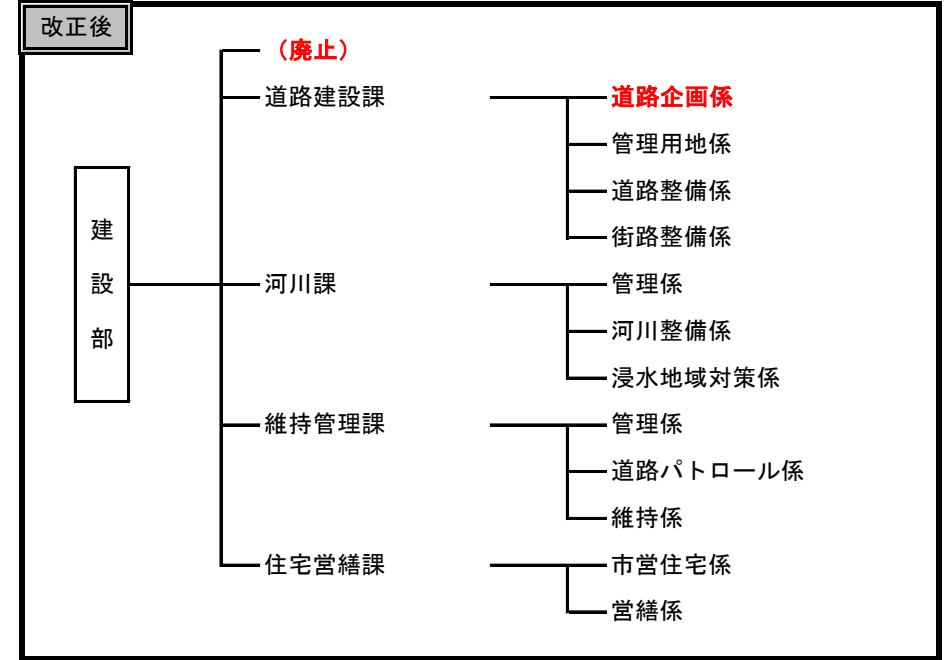
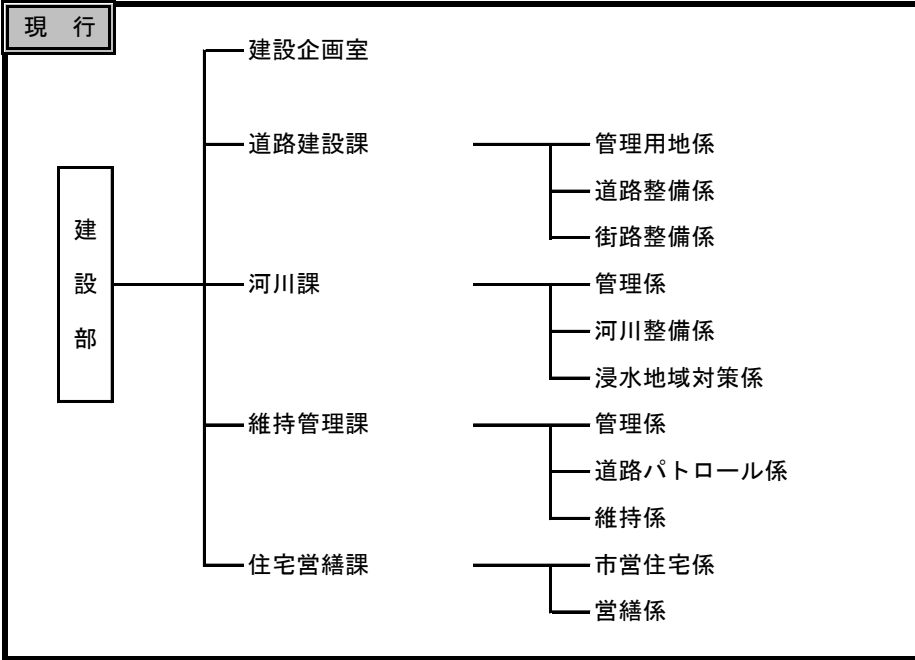
○子育て支援課

こども子育てプランに基づく事務及び子ども・子育て支援新制度を担うため、福祉事務所の「子育て支援課」に、「企画管理係」、「こども教育・保育係」及び出先機関として「〔保育所〕」、「児童発達支援センターみゆき」、「沼津っ子ふれあいセンター」を置くとともに、教育委員会 学校管理課の「〔幼稚園〕及び〔へだっこセンター〕」を同課へ移管する。

○こども家庭課(新設)

子育て世代の家庭支援に係る事務を所掌するため、「こども家庭課」を福祉事務所へ新たに設置し、同課に「こども手当係」、「こども相談係」及び出先機関として〔あしたか学園〕を置く。

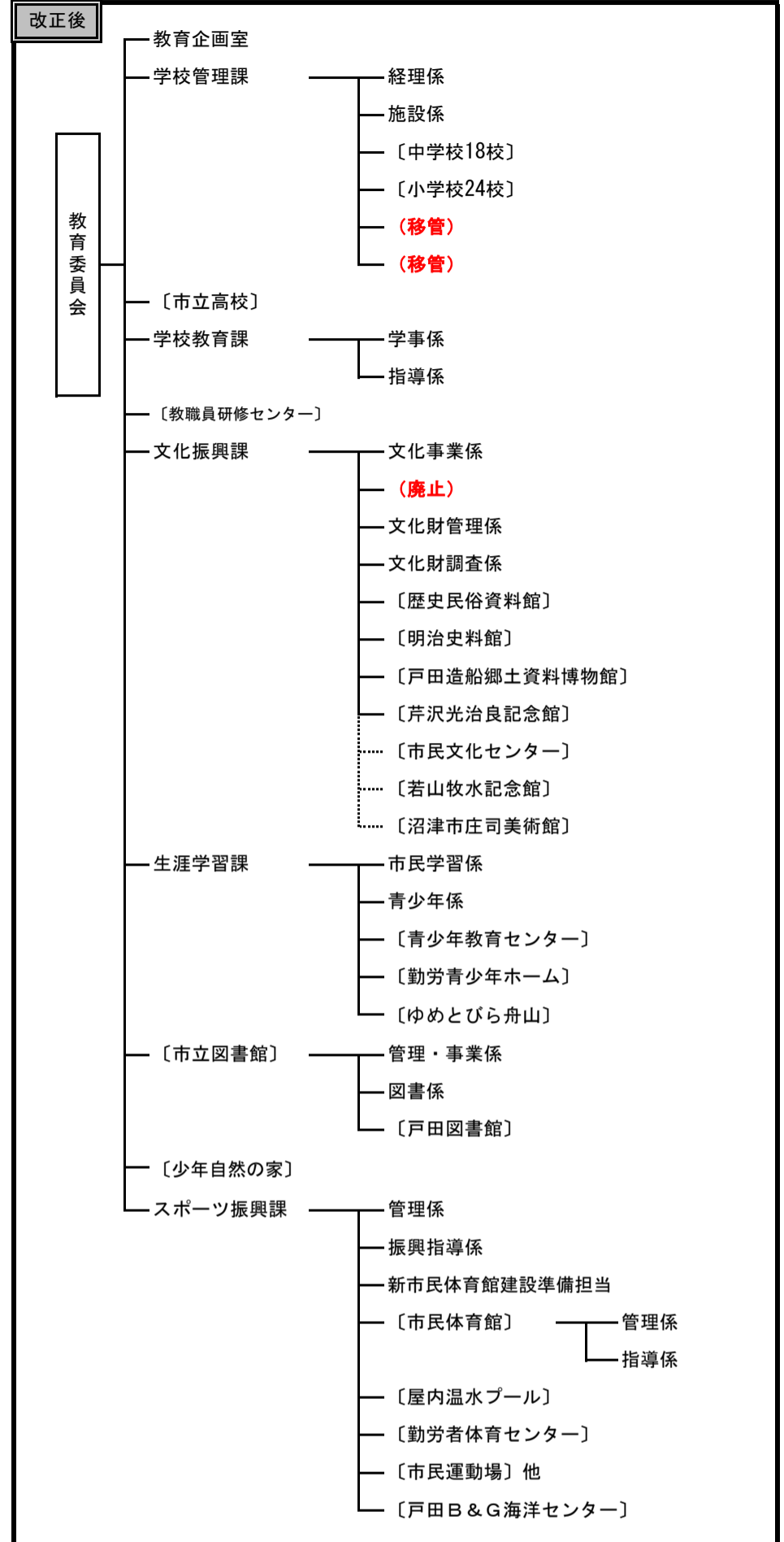
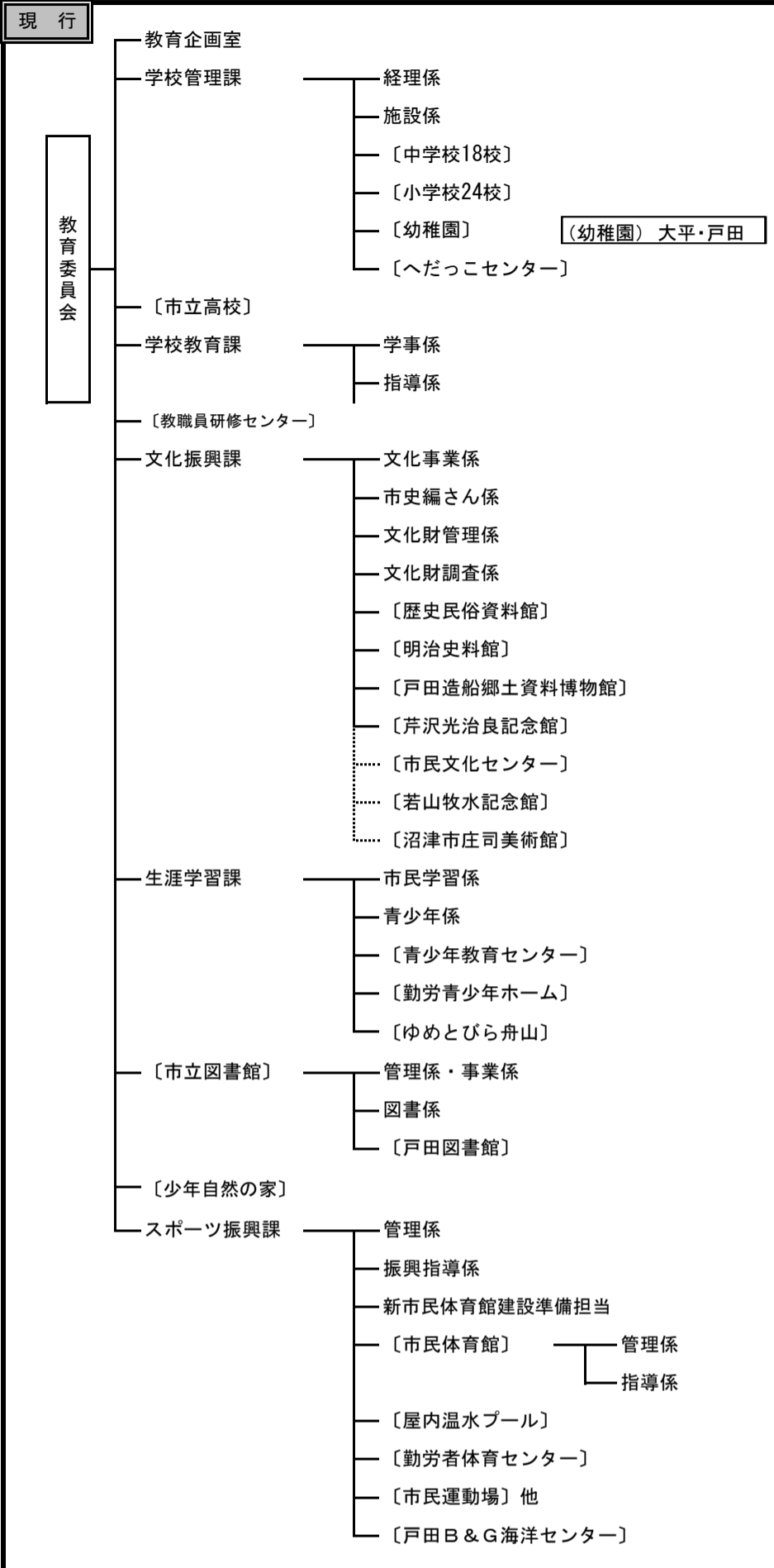
建設部



●**建設企画室(廃止)**

建設部の組織体制の簡素化と事務の効率化を図るため、**同部「建設企画室」を廃止し、同部道路建設課に「道路企画係」を新たに置く。**

教育委員会



●文化振興課

市史編さん事業縮小に伴い、文化振興課の組織体制の簡素化を図るため、同課「市史編さん係」を廃止する。

●学校管理課

市民福祉部 福祉事務所に幼保の一元窓口を新設することに伴い、学校管理課の「〔幼稚園〕、〔へだっこセンター〕」を移管する。